

諮問番号：平成30年度諮問第40号

答申番号：平成30年度答申第37号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次のとおり、保護費を減額した原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 長男及び次男は20代であり、それぞれ食欲があつて身体は成長している。

原処分により減額された保護費では、食事も満足に食べられなくなり、衣服等を購入することが難しくなる。

(2) 長男及び次男には障がいがあるにもかかわらず、原処分は、障がいを有する世帯の事情が考慮されていない。

2 処分庁の主張の要旨

以下のとおり、請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

(1) 原処分における最低生活費の減額理由は、厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）に基づき、請求人の母子加算及び次男の障害者加算を削除したことによるものである。

(2) 請求人の母子加算は、平成30年8月に次男が20歳となり、母子加算の支給要件に該当しなくなったことから、同年9月1日付けで削除したものであり、違法又は不当な点はない。

(3) 次男の障害者加算は、既に平成30年9月1日に遡及して障害者加算を再認定し、同年11月に追加支給を行っている。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法並びに保護基準及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、保護費を減額した原処分は違法又は不当であると主張しているところ、原処分における保護費の減額理由は、請求人世帯の最低生活費の算定において請求人の母子加算及び次男の障害者加算を削除したことによるものと認

められる。しかしながら、請求人の世帯は、請求人、長男及び次男の3人世帯なのであるところ、平成30年8月に次男が20歳に達した以上、同年9月から請求人の母子加算を認定することはできず、また、最低限度の生活の保障は、保護基準によって行われるべきであり、かつ、それをもって足りるのであるところ、原処分における保護費の算定が適正に行われている。よって、請求人の主張を採用することはできない。

- 3 また、請求人は、その内容から原処分において次男の障害者加算が削除されたことが違法又は不当と主張しているものと解される。しかしながら、原処分時においては、次男の障害者加算が認定されていない瑕疵があったものの、既に治癒されていることが認められるから、請求人の主張は法律上の利益を欠いており不適法である。
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成31年1月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月23日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。

これらの基準によれば、母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童を養育しなければならない場合に、当該養育にあたる者について行うとされ、ここで児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で障害者加算の認定を受けている者とされている。また、保護受給中の者について、月の途中で新たに母子加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこととされている。

そこで本件についてみると、原処分における保護費の減額は、請求人世帯の最低生活費の算定において請求人に係る母子加算及び次男に係る障害者加算を削除したことによるものと認められる。

この点、請求人は、長男及び次男が20代であり、それぞれ食欲があつて身体は成長している。原処分により減額された保護費では、食事も満足に食べられ

なくなり、衣服等を購入することが難しくなるとともに、長男及び次男には障がいがあるにもかかわらず、障がいを有する世帯の事情が考慮されていないと主張する。しかしながら、保護基準及び保護の処理基準に照らして本件に現れた事実関係をみると、平成30年8月に次男が20歳に達した以上、同年9月以降は請求人に係る母子加算を認定することはできないのであって、請求人の主張は採用することはできない。

なお、原処分における次男の障害者加算の削除に係る部分については、原処分時において次男の障害者加算は認定されていなかったものの、既に次男の障害者加算が認定され、かつ、追加支給されていることが認められるから、請求人の主張は法律上の利益を欠くものと言わざるを得ない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	八	代	眞	由美